

令和6年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示します。

令和6年3月1日

福島県知事 内堀 雅雄

1 実施する検定職種（作業）及び等級区分

(1) 1級及び2級

職 種	作 業 名
造園	造園工事作業
金属熱処理	一般熱処理作業
金属熱処理	浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業
金属熱処理	高周波・炎熱処理作業
機械加工	普通旋盤作業
機械加工	数値制御旋盤作業
機械加工	フライス盤作業
機械加工	数値制御フライス盤作業
機械加工	平面研削盤作業
機械加工	円筒研削盤作業
機械加工	ホブ盤作業
機械加工	マシニングセンタ作業
非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業
非接触除去加工	ワイヤ放電加工作業
金属プレス加工	金属プレス作業
鉄工	製缶作業
鉄工	構造物鉄工作業
建築板金	内外装板金作業
建築板金	ダクト板金作業
めっき	電気めっき作業
仕上げ	治工具仕上げ作業
仕上げ	金型仕上げ作業
仕上げ	機械組立仕上げ作業
切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
電気機器組立て	変圧器組立て作業
電気機器組立て	配電盤・制御盤組立て作業
鉄道車両製造・整備	内部ぎ装作業
鉄道車両製造・整備	配管ぎ装作業

職 種	作 業 名
鉄道車両製造・整備	電気ぎ装作業
光学機器製造	光学ガラス研磨作業
建設機械整備	建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
プラスチック成形	射出成形作業
プラスチック成形	真空成形作業
石材施工	石張り作業
石材施工	石積み作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
防水施工	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
防水施工	シーリング防水工事作業
防水施工	改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業
防水施工	F R P防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	鋼製下地工事作業
内装仕上げ施工	ボード仕上げ工事作業
内装仕上げ施工	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	壁装作業
塗装	建築塗装作業
塗装	金属塗装作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

(2) 3級

職 種	作 業 名
造園	造園工事作業
機械加工	普通旋盤作業
機械加工	フライス盤作業
機械検査	機械検査作業
電子機器組立て	電子機器組立て作業
シーケンス制御	シーケンス制御作業
建築大工	大工工事作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
舞台機構調整	音響機構調整作業
フラワー装飾	フラワー装飾作業

2 試験の方法

試験は、実技試験及び学科試験によって行う。

3 技能検検定試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

令和6年6月6日(木)から令和6年9月8日(日)及び令和6年9月23日(月)(とび職種に限る)までの間において、福島県職業能力開発協会(4の(2)を除き、以下「協会」という。)が別に指定する日とする。

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

ウ 問題の公表

実技試験問題は、令和6年5月30日(木)以降、協会から受検者に通知する。ただし、一部の職種については、公表しない。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検定職種に応じ、次のとおりとする。

実施期日	検定職種
令和6年7月14日(日)	【3級】 造園、機械加工、機械検査、電子機器組立て、シーケンス制御、建築大工、ブロック建築、舞台機構調整、フラワー装飾
令和6年8月18日(日)	【1級及び2級】 造園、金属熱処理、金属プレス加工、光学機器製造、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装

実施期日	検定職種
令和6年8月25日（日）	【1級及び2級】 機械加工、鉄工、めっき、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工
令和6年9月1日（日）	【1級及び2級】 非接触除去加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾

イ 実施場所

別途協会から受検者に通知する場所とする。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

ウ 本人確認書類（運転免許証、保険証、学生証等の写し等）

(2) 提出先

福島県職業能力開発協会

所在地 〒960-8043 福島市中町8番2号

電話番号 024-525-8681

(3) 受付期間

令和6年4月3日（水）から令和6年4月16日（火）まで。

なお、申請書の受付は郵送によることとし、受付期間内の消印のあるもの限り受け付ける。

(4) その他

ア 申請書の用紙及び受検案内は、受検者等からの請求に基づき協会から郵送する。

イ 申請書の郵送方法は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料

(1) 手数料の金額

福島県職業能力開発促進法関係手数料条例及び福島県職業能力開発促進法関係手数料条例施行規則に定める金額とする。

※詳しくは、福島県職業能力開発協会が配布する技能検定受検案内を確認してください。

(2) 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数は、協会の定めるところにより納付すること。

6 合格発表

(1) 合格発表日

令和6年8月30日（金）：3級の職種

令和6年10月4日（金）：1級及び2級の職種（とび職種を除く）

令和6年11月1日（金）：1級及び2級のとび職種

(2) 発表の方法

福島県産業人材育成課のホームページに掲載する。

7 その他

技能検定試験について不明な点は、福島県商工労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。